

# インフルエンザ発症時の対応について

石垣市立石垣中学校

1 病院からの診断書及び治癒証明書の提出は必要ありません。以下を提出して下さい。

「インフルエンザ回復届け出書」（別紙）

2 発症した場合

① 保護者から学校へ電話か「Tetoru」で一報を入れて下さい。

② 裏面の「インフルエンザ回復届け出書」に出席停止期間の体温測定結果を記入して下さい（保護者責任でご記入をお願いします）

③ 登校時には「インフルエンザ回復届け出書」を学校へ持たせて下さい。

## インフルエンザ出席停止期間の早見表

出席停止期間の基準 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。

インフルエンザは第2種の学校感染症として、出席停止期間が定められています。  
 発症した日、解熱した日は0日目として計算します。発症した次の日が発症1日目、解熱した次の日が解熱後1日目となります。  
 発症日は、病院を受診した日ではなくインフルエンザ症状（38℃以上の高熱・全身倦怠感等）が始まった日です。

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	可		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	可		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	可		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	可	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	可
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

(参考：「保育所における感染症対策ガイドライン」厚生労働省)